



檀原市指令第347-17号
令和6年 4月 1日

檀原市五井町187番地の2
株式会社 NANBU
代表取締役 岩本 和代 様

檀原市長 亀田 忠彦



一般廃棄物処理業許可証

令和6年 1月 23日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可(更新)については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第7条第6項の規定により、下記条件を付して許可します。

記

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 許可の種類 | 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)収集運搬業 |
| 2 許可の区域 | 檀原市内 |
| 3 許可の期間 | 2024年4月1日から2026年3月31日まで |
| 4 許可の条件 | 裏面のとおり |

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、檀原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、檀原市を被告として(訴訟において檀原市を代表する者は檀原市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)